

旅行業（第2種・3種・地域限定）更新登録要件

第1 旅行業更新登録制度

- （1）旅行業の登録の有効期間満了の後引き続き旅行業を営もうとする者は更新の登録を受けなければならない。（旅行業法第6条の3）

登録の有効期間が満了したときは登録が抹消される（同法第20条第1項）。

- （2）旅行業の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年（同法第6条の2）
- （3）更新登録の申請については有効期間満了の日の2月前までに提出しなければならない。（旅行業法施行規則第1条）
- （4）旅行業の更新登録を受けようとする者は、申請書及びその他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付して申請しなければならない。（同施行規則第1条）

第2 登録条件

申請者が、登録拒否条項（下記事項）に該当する場合は、その登録は拒否される。（旅行業法第6条第1項各号）

- （1）旅行業法第19条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は旅行業法第37条の既定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者
- （2）禁錮以上の刑に処せられ、又は旅行業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- （3）暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）
- （4）申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
- （5）営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記（1）から（4）、（7）のいずれかに該当するもの
- （6）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （7）法人であって、その役員のうちに上記（1）から（4）、（6）のいずれかに該当する者があるもの
- （8）暴力団員等がその事業活動を支配する者
- （9）営業所ごとに旅行業法第11条の2の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
- （10）旅行業を営もうとする者であって、当該事業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの

第3 更新登録申請にあたっての要件

- (1) 財産的基礎として、基準資産額が第2種は700万円以上、第3種は300万円以上、地域限定は100万円以上あること。（旅行業法第6条第1項第8号及び同法施行規則第3条並びに同第4条）
- (2) 旅行業務取扱管理者を選任すること。
（第2種、第3種旅行業にあつては総合又は国内旅行業務取扱管理者を選任。地域限定旅行業にあつては地域限定旅行業務取扱管理者を選任することも可能。）
- ① 1 営業所につき1人以上の旅行業者取扱管理者（常勤専人で就業のこと）を選任すること。
- ② 地域限定旅行業にあつては、旅行業務取扱管理者を選任しなければならない営業所が複数あるとき、当該営業所間の距離の合計が40キロメートル以下で、かつ当該営業所の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引額の合計額が一億円を超えない場合にはその複数の営業所を通じて1人の管理者の選任で足りる。
- ③ 海外旅行を取り扱う営業所においては、必ず総合旅行業務取扱管理者を選任すること。
- ④ 従業員10人以上の営業所においては、複数の旅行業務取扱管理者を選任すること。
- ⑤ 旅行業者等は旅行業務取扱管理者について、5年ごとに旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならない。

第4 申請に必要な書類

別紙「旅行業（第2種・3種・地域限定）更新登録申請書類一覧表」のとおり。

第5 更新登録手数料の納付

手数料 県収入証紙17,000円（山梨県手数料条例第2条）

第6 更新後の変更届出等

- ・登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に届け出なければならない。
（同法第6条の4）
- ・毎事業年度終了後100日以内に、旅行者との取引の額を報告しなければならない。
（同法第10条）

第7 問い合わせ先

山梨県観光文化・スポーツ部観光政策グループ総務経理

TEL 055-223-3776

FAX 055-223-1574

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 別館2階